

労働保険

(労災保険・雇用保険)

事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は
お済みですか



一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 (全国労保連)

全国労保連は、厚生労働省から「労働保険未手続事業一掃業務」の委託を受け、「労働保険未手続事業一掃推進員」を通じて未手続事業の解消に努めております。

1 労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称した言葉です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者を1人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力の開発や向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の成立手続

1 保険関係成立届、概算保険料申告書の提出

労働保険の適用事業となった場合は、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出します。そして、その年度分の労働保険料（保険関係が成立した日からその年度の末日までに労働者に支払う賃金の総額の見込額に、保険料率を乗じて得た額となります。）を概算保険料として申告・納付することになります。

2 雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

雇用保険の適用事業となった場合は、上記1のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

成立手続を怠っていた場合は

成立手続を行うよう指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定が行われます。その際、事業主は、さかのぼって労働保険料を徴収されるほか、あわせて追徴金が徴収されます。



行政
官庁

さかのぼって労働保険料を徴収(あわせて追徴金を徴収)



事業主
(労働保険未手続)

また、事業主が故意又は重大な過失により、労働保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害や通勤災害が発生し、労災保険給付が行われた場合は、事業主からさかのぼって労働保険料が徴収（あわせて追徴金が徴収）されるほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。

※ 詳しくは、「2 費用徴収制度」を参照



行政
官庁

さかのぼって労働保険料を徴収(あわせて追徴金を徴収)

労災保険給付に要した費用の全部又は一部を費用徴収



事業主
(労働保険未手続)



被災
労働者